

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例  
附則第8条の広域連合長が定める日を定める規則の一部  
を改正する規則

令和2年4月28日 規則第11号

令和2年9月15日 規則第14号

最終改正 令和2年12月18日 規則第15号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第11号）附則第8条に規定する広域連合長が定める日は、令和3年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月15日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月18日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。